

平成22年12月7日

個人所得課税(個人住民税)

【資料】

個人住民税の見直しの方向性（その１）

【論点１】

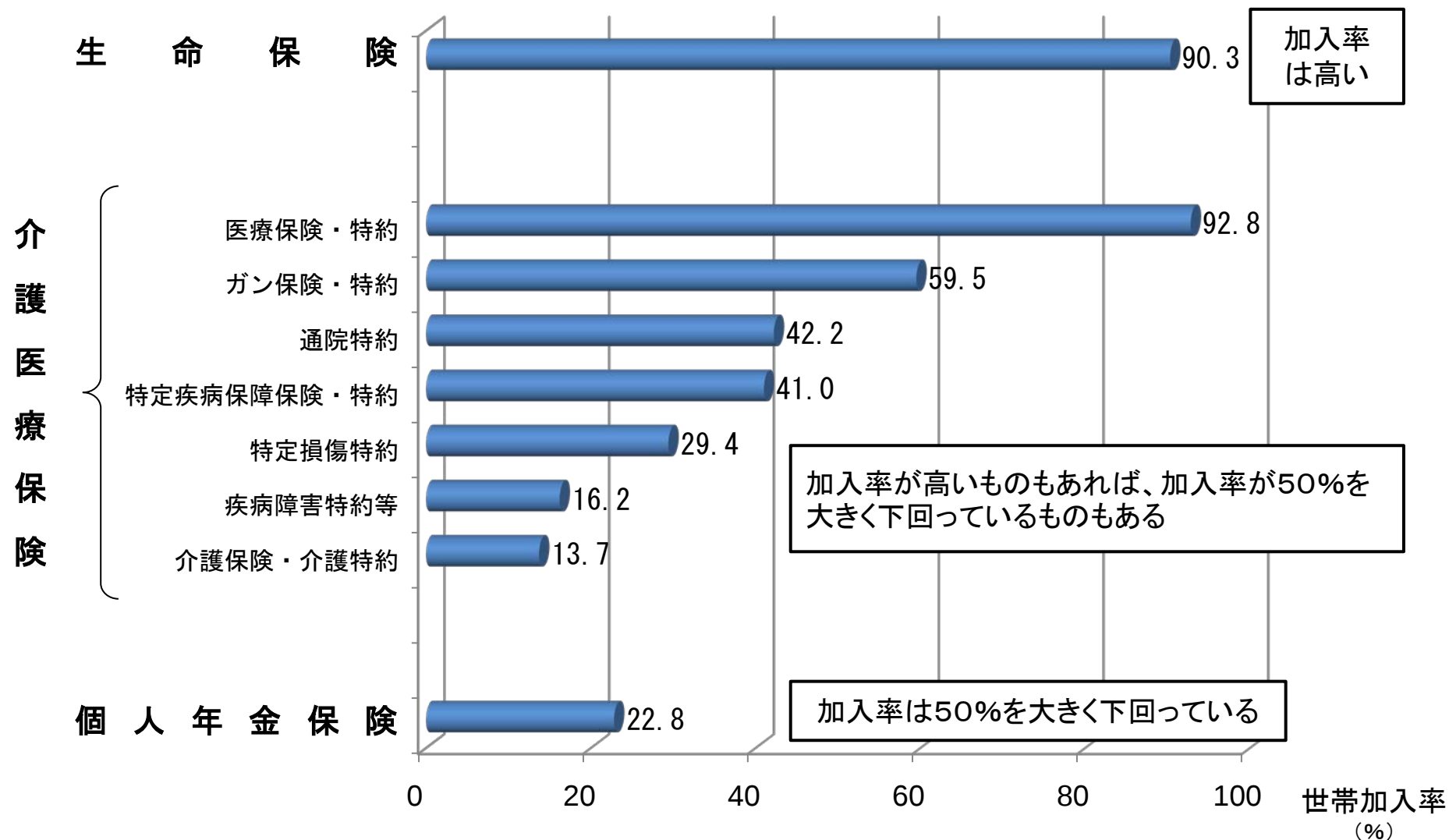
- 住民税の所得控除については、控除項目・金額ともに所得税の範囲内としてきたところであり、所得税において成年扶養控除、配偶者控除を見直す場合には、税体系上の整合性の観点等から、住民税についても同様に見直すこととしてはどうか。

※所得税の給与所得控除や退職所得金額の計算方法の見直しは、住民税には原則、自動影響。

【論点２】

- 政策誘導的な色彩が強いとされる生命保険料控除や地震保険料控除等については、住民税の「地域社会の会費」的性格などから、本来、廃止することが適当であるが、少なくとも、加入率の高い一般生命保険については、控除の対象外とすることはできないか。

生命保険の世帯加入率



(参考)地震保険の世帯加入率は23.0%(平成21年度末。損害保険料率算出機構調べ。)

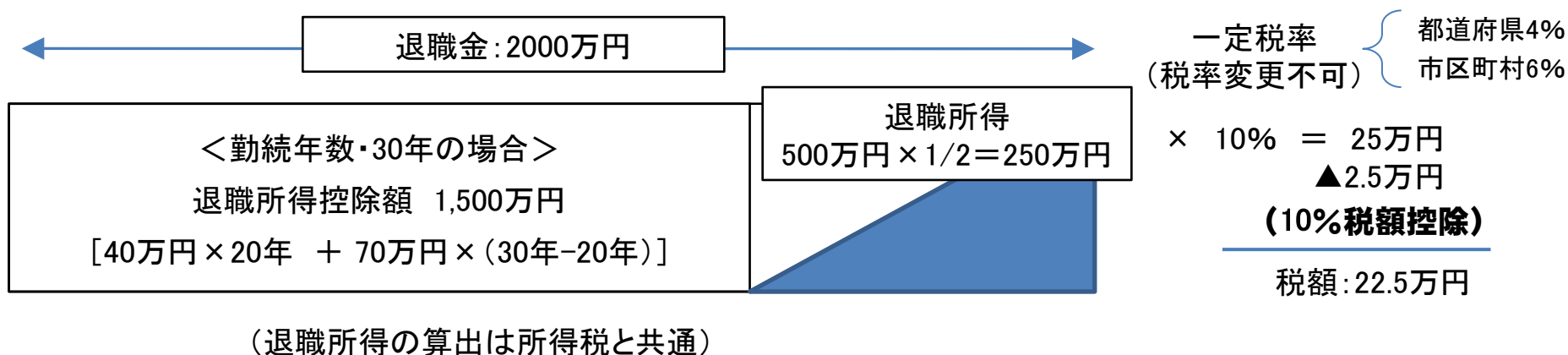
(出典)平成21年度「生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)

(注1)生命保険は個人年金保険を含む。(注2)介護医療保険に含まれる各種保険・特約の加入率は生保加入世帯に占める加入割合。

個人住民税の見直しの方向性（その2）

【論点3】

- 退職所得に係る住民税額の10%を税額控除する仕組みについては、S42年の退職所得に係る住民税の現年課税化の際に、課税が1年前倒しされたこと等を理由に、当時の金利水準（1年もの定期預金金利：約6%）を踏まえて導入されたが、次の理由から、廃止してはどうか。
- ・ 法律上、「当分の間」の措置とされているにもかかわらず、導入から約40年以上も経過。
 - ・ 過去10年間の定期預金金利（期間1年以上2年未満）は平均0.17%と、長期間、ほぼゼロ金利。



(参考)

1年以上2年未満の定期預金平均金利・H12.4～H22.3平均：0.17%

1年もの定期預金金利・S31.4～S41.3平均：5.75%

(出典) 1年以上2年未満の定期預金平均金利は「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」(日本銀行)、1年もの定期預金金利は「銀行局金融年報」(大蔵省)

【論点4】

- 金融証券税制については、現行法どおり、平成24年1月から、上場株式等に係る配当・譲渡益の税率を5%本則税率（所得税15%と合わせて20%）とし、公社債等に関する課税方式を、原則として納税者の住所地において、所得税と整合的な方式で課税する仕組みに見直した上で、損益通算の範囲を所得税と同様に拡大することとしてはどうか。

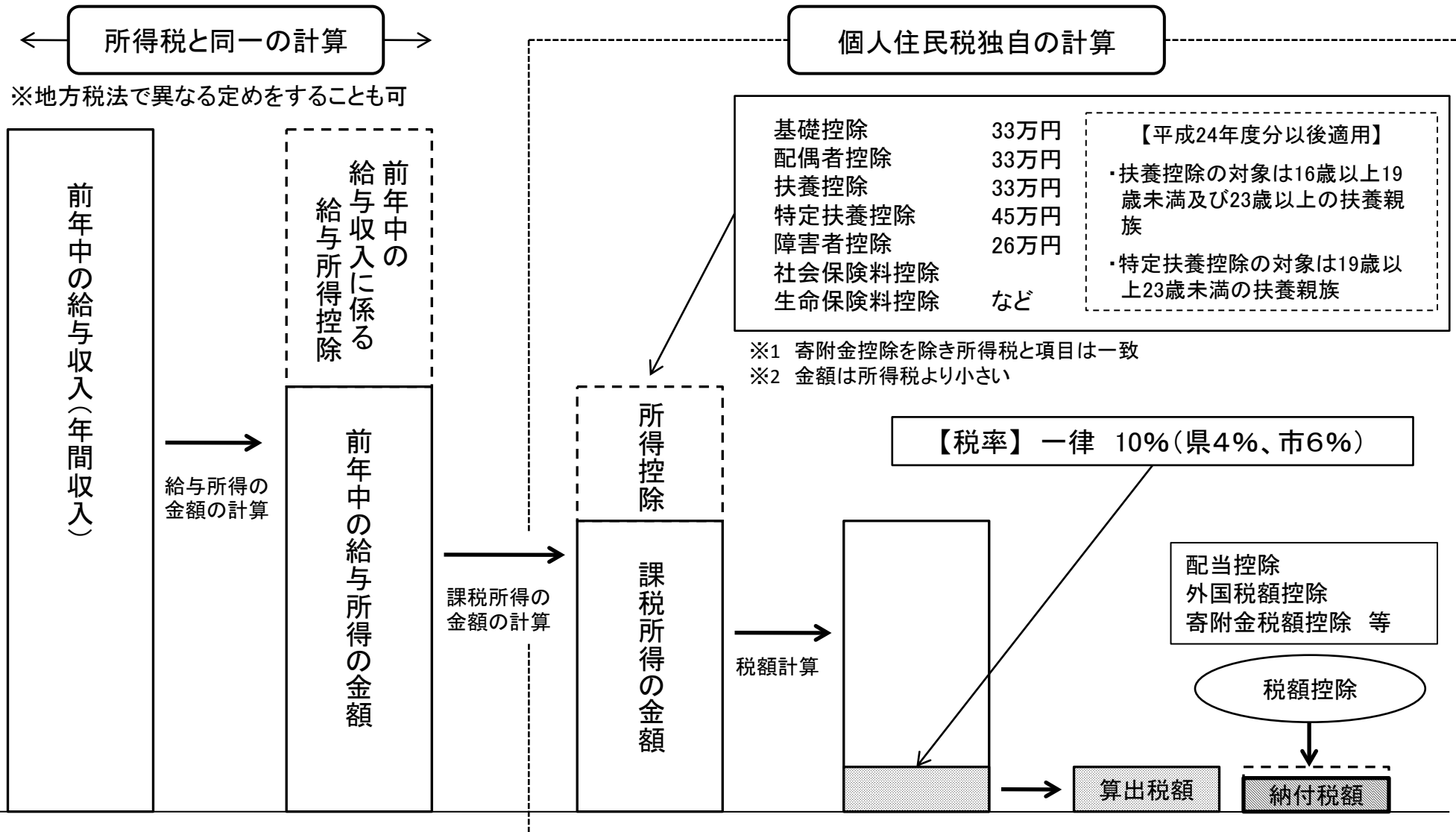
※配当所得について総合課税の対象となる大口株主等の要件の見直しは、住民税には原則、自動影響。

【参考】現行の公社債の利子所得・譲渡所得の課税団体等 ※住民税は納税者の住所地で課税することが原則
利子所得:利子の支払等を行う金融機関等所在地 譲渡所得:非課税

参 考 資 料

個人住民税所得割額計算のフローチャート

(給与所得の算出は所得税と共通)



個人住民税の性格

○平成22年度税制改正大綱(抄)

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

税率構造

所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで応益性が明確化

所得控除

所得税の控除額よりも低く設定 (なお、所得税で講じられた所得控除が住民税では講じられなかった例あり)

所得控除の例	個人住民税	所得税
基礎控除、配偶者控除、扶養控除	33万円	38万円
生命保険料控除※	最高7万円	最高12万円

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

税額控除

課税技術上の控除が中心で、政策的控除は極めて限定的

税額控除の例	趣旨
配当控除、外国税額控除	二重課税の調整といった課税技術上の控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅ローン控除を補完する控除(減収は国で補てん)

※ 所得税における政策的税額控除(既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除、試験研究を行った場合の特別控除等)は個人住民税では設けられていない。

人的控除の概要(個人住民税)

- 納税者の世帯構成や障害など、担税力に影響を与える人的要因に配慮するための控除
- 個人住民税の所得控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格(応益的な性格)から、所得税の控除額よりも低く設定
- 例えば、平成11年の所得税において講じられた年少扶養控除加算は、個人住民税では講じられなかった等、控除項目についても抑制的

		創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額			本人の所得要件
				【現行】	(参考) 所得税	24年度～	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和37年度	・本人	33万円	38万円		—
	配偶者控除						
	控 除 対 象 配 偶 者	昭和41年度	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円		—
	老人控除対象配偶者	昭和56年度	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円		—
	(同居特別障害者加算)	昭和58年度	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	—
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和63年度	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円		年間所得1,000万円以下
	扶 養 控 除	昭和37年度	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者				—
	一 般 の 扶 養 親 族	昭和37年度	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【24年度～:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円		—
	特 定 扶 養 親 族	平成2年度	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【24年度～:19歳以上23歳未満に縮減】	45万円	63万円		—
	老 人 扶 養 親 族	昭和48年度	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円		—
特 別 な 人 的 控 除	(同居特別障害者加算)	昭和58年度	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円		—
	障 害 者 控 除	昭和37年度	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円		—
	(特別障害者控除)	昭和43年度	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円		—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円 (所得税:75万円) 【新設】	—
	寡 婦 控 除	昭和37年度	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円		①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円		年間所得500万円以下
	寡 夫 控 除	昭和57年度	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円		年間所得500万円以下
勤 労 学 生 控 除	勤 労 学 生 控 除	昭和37年度	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円		年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概 要	控除額の計算方法(所得税との比較)
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	所得税と同じ
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	所得税と同じ
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	所得税と同じ
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除	控除額 7万円(最大) [＜所得税＞控除額 12万円(最大)]
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	控除額 2.5万円(最大) [＜所得税＞控除額 5万円(最大)]

社会保険等やむを得ない支出等による
担税力の減殺に
配慮する控除

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

※ 平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料については、損害保険料控除(控除額1万円(最大))の適用が経過措置として認められている。

個人住民税の税額控除

○ 個人住民税の税額控除は、課税技術上の控除が中心であり、政策的控除は極めて限定的

税 額 控 除 名	趣 旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
税源移譲に伴う 住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（ 地方団体の受益の範囲内 ）
住宅借入金等特別税額控除	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を控除 ※平成22年度から適用。 減収は国で補てん

主として課税技術上の控除

(参考)所得税における政策的税額控除の例

対 象	税 額 控 除 名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

所得税の政策的税額控除は、個人住民税には設けられていない。

退職所得に係る個人住民税の課税状況

1 退職所得に係る住民税の負担状況

	定年退職 (勤続38年と仮定)		勤続25年	
退職金額	2,554万円 (平均)	2,000万円	1,412万円 (平均)	1,100万円
住民税所得割額 (10%税額控除前)	24.7万円	非課税	13.1万円	非課税
10%税額控除	2.5万円	—	1.3万円	—
住民税所得割額(納税額)	22.2万円	非課税	11.8万円	非課税

※ 退職金額(平均)は平成21年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)より

※ 住民税の額は都道府県分、市区町村分合計

平均退職金額に占める
割合は0.1%程度

2 退職所得に係る住民税額の推移

	平成11年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
納税者数	423,430人	469,957人	406,192人	361,343人	389,874人	379,038人
税 額	1,468億円	1,539億円	1,343億円	1,202億円	1,410億円	1,354億円

※ 住民税の額は都道府県分、市区町村分合計

※ 市町村税課税状況等の調(都道府県分の税額については市区町村分より推計)